

別表第1-2

地震に対する安全性の確認方法

事業の種類		それぞれにつき各号のいずれかに該当すること
全体改修 (床面積が300㎡超 の木造住宅)	ZEH 水準	(1) 構造計算により構造安全性が確かめられたもの
全体改修 (床面積が300㎡ 以下の木造住宅)		(1) 構造計算により構造安全性が確かめられたもの (2) 国土交通省において定める木造建築物における省エネ化等 による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準 の適合により構造安全性が確かめられたもの
全体改修 (上記以外の住宅) ・部分改修	・ZEH 省エネ 水準	(1) 昭和56年6月1日以降に着工されたもの (2) 耐震診断(平成18年国土交通省告示第184号別添(大臣 が同等と認めた方法を含む))により構造安全性が確かめられた もの (3) 省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの

別表第3

書類一覧(交付申請時)

省エネ 診断	計画策定・ 省エネ改修	名称	備考
○	○	刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付申請書(様式第1号)	
○		住宅の省エネ診断 補助対象事業費 内訳書(様式第1号別紙1)	
	○	(省エネ基準の場合) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書(様式第1号別紙2) (ZEH水準の場合) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書(様式第1号別紙3)	いずれか一方
	○	建築確認済証写又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類	建築確認済証の写し、 台帳記載事項証明等
○	○	位置図(住宅の配置が分かる住宅地図等)	
	○	改修する部屋、改修する部位、補助対象の建材・設備等を表示した関係図面	平面図、立面図、断面 図等
○		見積書の写し等の省エネ診断に要する経費が確認できる書類の写し	補助対象事業費とそ れ以外が分かるもの
	○	省エネ改修工事に係る見積書 (省エネ改修に係る費用及び補助対象の建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの)の写し	補助対象事業費とそ れ以外が分かるもの
	○	(全体改修の場合) BELSによる評価等を受けていることを証する書類 (交付申請時点でBELSによる評価等の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類 一式)	
	○	(ZEH水準を満たす全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合) 第3条第2号ア(ウ)a又はbのいずれかに該当することが確認できる書類	壁量計算書、構造計 算書等
○	○	住宅の所有者が分かる書類	登記事項証明等
○	○	現況写真等 (省エネ診断の場合は全景写真、省エネ改修の場合は全景写真及び改修する部位の写真)	
	○	別表第1-2に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併 せて耐震改修を行うことが確認できる書類	耐震改修費等補助金 交付決定通知書等
○	○	その他、必要に応じて市長が指定する書類	